

# 院内感染対策指針

河村病院

## 目次

はじめに

院内感染対策指針の目的

<用語の定義>

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方
2. 院内感染対策の委員会・組織に関する基本的事項
  - (1) 病院感染防止対策委員会
  - (2) 感染対策室
  - (3) 感染対策チーム
  - (4) 感染対策リンクスタッフ会
3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針
7. 感染対策推進のために必要なその他の基本方針

## はじめに

河村病院は、急性期病棟・回復期病棟・療養病棟と複数の機能をもった病棟があるケアミックス病院であり、他の医療機関や介護福祉施設、行政などと連携しながら地域の医療を最適化し、救急から在宅ケアまで切れ目のない医療・介護を提供する病院としての機能を持つ。

院内感染対策に関する体制を明確にして組織を整備し、必要な感染対策を実行することで、急性期から在宅に至るまで、患者さまの状態・状況に合った切れ目のない医療サービスを提供しながら、病院に出入りするすべての対象者を院内感染から防護する。また、感染症発生時には、感染拡大防止に向け、提供される医療の安全性を確保するために、全職員が本指針を遵守する。

## 院内感染対策指針の目的

本指針は、河村病院が目指す医療の実現に向けて、病院の基本方針である患者さまの権利を尊重し、安全・安心な高度医療の推進と救急医療の充実、地域の医療機関との連携を図り中核病院としての役割を推進するために、院内感染対策の観点から基本的事項を示したものである。基本的事項に基づいた感染対策を実践することで、病院内の感染を予防することを目的として本指針を定める。

## <用語の定義>

院内感染：医療機関において患者が原疾患とは別に新たに患った感染症、あるいは医療従事者等が医療機関内において感染した感染症のこと。病院感染や医療関連感染という表現も広く使用されている。

ICD (Infection Control Doctor)：ICD 制度協議会により認定された感染対策の専門家を指す。感染制御専門医療従事者

ICT (Infection Control Team)：感染対策チーム

感染対策リンクスタッフ：ICT と部署の間に立って最新情報や感染防止技術を伝えるとともに、部署の特性に適した感染防止策を自ら実践し、ロールモデルとなる役割を担う実務者

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

以下の基本方針に則って感染対策に取り組む。

- (1) 職員は感染対策の基本である手指衛生をはじめ、標準予防策および感染経路別予防策を遵守する。
- (2) 個人の感染対策の実践だけでなく、組織として感染対策に取り組む。  
感染症発生時には、感染拡大防止に向け、提供される医療の安全性を確保するために、感染防止対策部門である感染対策室を中心に、組織的な取り組みを実践する。
- (3) 医療関連感染を未然に防止するために、職員が感染対策を実践しやすい環境を整備する。  
職員の感染対策に関する正しい知識と技術の習得を目的とした研修会等を開催する。また、職員が感染対策に必要な情報を得やすい環境を整備する。
- (4) 地域の医療機関や行政と連携して感染対策に取り組む。  
地域医療連携が進んでいることから、地域で連携する医療関連施設と協力して取り組むことが求められる。地域で連携体制を構築し、感染対策に取り組む。

## 2. 院内感染対策の委員会・組織に関する基本的事項

院内感染対策を遂行するために、以下の委員会および組織を設置する。

- (1) 病院感染防止対策委員会  
病院長を委員長として、病院内の感染対策、病院内感染の報告とその対応等に関する事項について審議・決定する。委員会は、原則、毎月1回定例会を開催する。
- (2) 感染対策室  
院内感染等の防止に関する業務を行うため、感染対策部門に感染対策室を置く。感染対策室は、病院長が指名する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員等を構成員とし、室長は院内感染管理者として感染対策に関する業務の総括を行う。各職種の専門性を生かして組織横断的に活動できるよう、病院長直轄の組織配置とする。
- (3) 感染対策チーム  
感染対策室に、感染対策チーム（ICT）を組織する。ICTは感染対策室の構成員

をもって組織し、週に1回程度、定期的に院内を巡回する。また、定例会を開催し、院内感染対策に関する事項を検討する。

#### (4) 感染対策リンクスタッフ

臨床現場に感染対策リンクスタッフを配置し、感染対策室または ICT の指示のもと、臨床現場において感染防止対策を遂行する。感染対策リンクスタッフで構成される感染対策リンクスタッフ会は、感染対策の推進ならびに感染防止に関する情報交換を行い、原則、毎月1回定例会を開催する。

### 3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- (1) 感染対策の基本的な考え方および具体的な対策（標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策など）について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、入職時の初期研修のほか、年2回、全職員を対象に開催する。また、必要に応じて、部署単位、全職員を対象に研修会を開催する。
- (3) 外部委託業者についても、必要性があれば研修等を実施する。
- (4) 開催した研修会の記録を作成・保管する。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 感染発生時は、感染対策マニュアルの感染症発生時の報告ルートに従い、感染対策室に報告する。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定される診断および届け出を適切に行う。担当医は、感染症法に基づく感染症届出基準に従い、速やかに保健所に報告する。
- (3) 耐性菌サーベイランスを行い、集団感染（アウトブレイクまたはクラスター）が発生した場合等、病院長に報告するとともに、必要に応じて保健所へ報告する。
- (4) 院内感染を防止するため「感染情報レポート」を週1回程度で作成し、職員への情報供給を図るとともに、病院感染防止対策委員会で再確認する。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) アウトブレイクまたはクラスターが発生した場合、報告を受けた職員や当該診療部の責任者は、感染対策室に報告する。
- (2) 感染対策室は ICT に指示し、速やかな原因究明、改善策の立案および実施のために、当該診療科・部門と協働して初期対応、原因微生物の特定、感染拡大防止

- に努める。
- (3) 感染症発生時は、その状況および患者対応などを病院長に報告し、全職員への情報供給、感染対策の周知徹底を図る。
  - (4) 緊急を要する感染症は、病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに、再発防止および対応方針を検討する。

#### 6. 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 河村病院における「院内感染対策指針」「感染対策マニュアル」は、患者およびその家族、その他第三者に求められた場合、積極的に開示・公開する。

#### 7. 感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- (1) ICT は、各種ガイドラインや、科学的根拠に基づいた実践可能な感染対策マニュアルを作成・整備し、少なくとも年1回、定期的な見直しを行い、改訂・更新を行う。
- (2) 感染対策マニュアルを各部署で常時閲覧できるようにし、感染対策の推進を図る。
- (3) 職員は、院内感染対策指針、感染対策マニュアルを遵守する。
- (4) 職員は、自部署の感染対策上の問題発見に努め、ICT と協働して改善に取り組む。
- (5) 職員は、職業感染防止のためワクチン接種を積極的に受ける。
- (6) 本指針は毎年見直し、改定を検討する。

## 附 則

平成 19 年 10 月 1 日 策定  
平成 20 年 4 月 7 日 見直し（改定なし）  
平成 21 年 4 月 28 日 見直し（改定なし）  
平成 22 年 4 月 28 日 見直し（改定なし）  
平成 23 年 4 月 26 日 見直し（改定なし）  
平成 24 年 4 月 24 日 一部改定  
この指針は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する  
平成 24 年 5 月 29 日 一部改定  
この指針は、平成 24 年 5 月 29 日より施行する  
平成 25 年 4 月 30 日 一部改定（ICT の業務内容③）  
この指針は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する  
平成 26 年 4 月 22 日 見直し（改定なし）  
平成 27 年 4 月 28 日 一部改定（感染対策に関する地域医療機関との連携を追加）  
この指針は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する  
平成 28 年 4 月 1 日 見直し（改定なし）  
平成 29 年 4 月 1 日 見直し（改定なし）  
平成 30 年 4 月 1 日 見直し（改定なし）  
平成 31 年 4 月 1 日 見直し（感染対策室および感染リンクスタッフの項追加）  
この指針は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する  
令和 4 年 1 月 18 日 一部改定（病院内感染対策に関する管理組織体制）  
この指針は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する  
令和 4 年 3 月 31 日 一部改定（病院内感染対策に関する管理組織体制）  
この指針は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する  
令和 5 年 6 月 20 日 全部改定  
この指針は令和 5 年 6 月 21 日より施行する